

第 5 7 号 議 案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 9 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提 案 理 由)

この案は、手数料の廃止及び新設のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の25の項及び26の項を次のように改める。

| | | | |
|----|-------------|------------|----------------|
| 25 | 通知カードの再交付 | 1件につき 500円 | 再交付申請のとき。 |
| 26 | 個人番号カードの再交付 | 1件につき 800円 | 再交付申請又は再交付のとき。 |

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。